令和９年度　岩泉町奨学生募集要項

岩泉町では、将来町発展に寄与する有能な人材を育成することを目的とし、優れた資質と向上心を持ちながら経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学資金の貸付を行っています。

この貸付を受けるための手続き等については、下記に記載してありますので、希望される方は熟読のうえ出願してください。

【受付期間】
令和８年11月２日（月）から同月30日（月）まで
【申請及びお問い合わせ先】
〒027-0501　岩泉町岩泉字松橋21番地１
岩泉町教育委員会事務局教育指導室（岩泉町民会館内）
電話 0194-22-2111（内線507）

１　申請資格

次のいずれにも該当する方が申請できます。

（１） 奨学資金の貸付を受けようとする方又はその保護者のいずれか一方が、岩泉町に３か月以上住所を有し居住している方

（２） 令和９年４月に次の学校に進学又は在学する方

① 高等学校等
高等学校、高等専門学校（１～３年）、専修学校（高等課程）

② 大学等
大学、短期大学、大学院、高等専門学校（４～５年）、修業年限が２年以上の専修学校（専門課程）

（３） 学資の支弁が困難である方

（４） 心身ともに健康で、申請段階で在学する学校の学業成績の評定（５段階評価）が平均3.5以上に該当する方

（５） 奨学資金の貸付を受けようとする方又はその方と生計を同一にする方が、町税等を１年以上滞納していないこと。

２　連帯保証人

申請には、次に掲げる２名の連帯保証人（町税を滞納していない方に限ります。）からの同意と署名が必要です。連帯保証人は、将来、奨学生と連帯して債務を負担することになります。

（１） 貸付を受けようとする方の保護者

（２） 独立して生計を営み、奨学資金の返還について**支払能力を有する方**のうち、町長が適当と認める方

３　貸付人数と貸付金額

区　分	募集人数	貸付月額
高等学校等	３名程度	20,000円以内で希望する額
大学等	７名程度	60,000円以内で希望する額

4　出願手続

出願する場合は、次の書類が必要となります。

（１）　奨学生願書（様式第１号）

（２）　家庭状況等調書

（３）　奨学生推薦調書（様式第２号）

※大学や専門学校等に在学中で申請する場合は、大学や専門学校等の①成績証明書と②在学証明書を提出お願いします。

（４）　戸籍謄本

（５）　健康診断書（様式第３号）

学校で行っている健康診断の結果の写しでも構いません。

（６）　所得証明書

（７）　印鑑証明書

5　申請受付期間

令和８年11月２日（月）から同月30日（月）まで

教育委員会事務局又は役場各支所で受け付けます。

6　成績の基準について

成績の基準は第１～３学年の平均評定が３.５以上の者とする。

7　学資の支弁が困難の程度について

世帯の認定所得金額（※）が、下欄の収入基準額以下であること。

世帯人員	高等学校奨学生	大学等奨学生
1	1,430,000	1,600,000
2	2,290,000	2,540,000
3	2,640,000	2,950,000
4	2,860,000	3,200,000
5	3,070,000	3,440,000
6	3,250,000	3,620,000
7	3,410,000	3,800,000

※（認定所得金額）＝（世帯の合計所得金額）－（特別控除金額）

8　貸付の決定

出願書類により、学業・人物・家計等について審査し、決定します。